

石巻市立保育所・こども園と一緒に働いてくださる 臨時・パート保育士（保育教諭）を募集します

名称	臨時保育士・臨時保育教諭	パート保育士・パート保育教諭
必要資格	保育士資格	
勤務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児から5歳児までのクラス担当 ・フリー保育士（保育教諭） ・障害児担当、一時保育・延長保育等の特別保育事業担当 	
勤務場所	・石巻市内の公立保育所（24施設）及び公立こども園（1施設）のうち、いずれか	
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日から金曜日までは、午前7時30分から午後6時30分までのうち、7時間45分です。 ・土曜日は、午前7時30分から午後0時30分のうち4時間です。ただし、土曜日午後保育実施施設は、午前7時30分から午後6時30分のうち7時間45分です。 ・変則勤務（早出勤務・遅出勤務）があります。 ・延長保育実施施設は、午後7時までの勤務があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間に29時間以内で、所長・園長が業務の実情に応じて定めます。
任用期間	・6か月（更新6か月可。通年1年間）	・1年度更新可
休日	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日及び祝日。ただし、行事等の都合で、出勤の場合があります。 ・4週7休制（4週に土曜日2回、平日1回の休日） ・6か月を超えて継続雇用となった場合は10日間の有給休暇があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日及び祝日。ただし、行事等の都合で、出勤の場合があります。 ・施設長が業務の実情に応じて指定した日 ・任用した月に応じて有給休暇があります。
賃金	日額 9,200円～10,000円	時給 1,150円～1,250円
その他手当	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給、賞与、退職金はありません。 ・勤務条件等により、通勤手当の支給があります（片道の最短通勤距離が2km以上で、勤務時間が週当たり29時間以上、月初日に在職している場合）。 	
社会保険等	<ul style="list-style-type: none"> ・2か月を超える雇用見込みがあり、かつ、1週間当たりの勤務時間が20時間以上の場合、社会保険適用となります。 ・31日以上雇用見込みがあり、かつ、1週間当たりの労働時間が20時間以上の場合、雇用保険加入となります。 ・災害補償（労災）があります。 	

お問い合わせ先 石巻市福祉部子ども保育課 保育グループ
電話 0225-95-1111（内線2522、2524、2527）